



ふるさと納税の返礼品を募集します

栄村では、ふるさと納税制度を活用した地元特産品の PR、販売促進及び地域産業の活性化を図るため、ふるさと納税により寄附を受けた方に対してお礼の品として贈呈する商品等を提供していただける事業者を募集します。

○事業者の要件

村内に事業所がある法人、団体又は個人事業者であること。

○返礼品の基準

以下のすべてに該当するものとする。

- (1) 村内で生産されたもの。
- (2) 村内で原材料の主要な部分（5割以上）が生産されたもの。
- (3) 村内で製造・加工などの主要な部分（5割以上）が行われ、付加価値が生じているもの。
- (4) 近隣の自治体で生産されたものと混じることが避けられないもの。
- (5) 関連のある複数の返礼品をセットで送る場合、主要なものが村内の特産品などの基準に該当するものであること。
- (6) 返礼品として提供されるサービスの主要な部分が村と関係するものであること。

○申請方法

返礼品の提供を希望する方は以下の 2 種類の申請書を提出して下さい。

栄村ふるさと納税返礼品提供事業参加申請書 (様式第 1 号 - 1)	栄村ふるさと納税返礼品申請書 (様式第 1 号 - 2)
<p>※事業者となる要件</p> <p>①村内に事業所のある法人、団体又は個人事業者。</p> <p>②村税等の滞納が無いこと。</p> <p>③関係法令等に沿った生産・製造・サービスの提供を行い、返礼品の管理及び発送を責任をもって行えること。</p> <p>④問い合わせやクレーム等に誠実に対応できること。</p> <p>⑤反社会的勢力等の構成員でないこと。</p>	<p>返礼品として登録を希望する商品の情報を記載します。以下の添付書類をつけて申請して下さい。</p> <p>①会社概要・企業パンフレット他事業の概要がわかる書類（団体・事業者の場合）</p> <p>②返礼品の画像データ（商品掲載に使用します）</p> <p>③返礼品発送時に同封する「商品についてのお問い合わせ先」（A4 サイズ 1 枚）</p> <p>④商品案内（パンフレット等）</p>

随時受け付けておりますので、事業の詳細については下記担当までご相談ください。

お問い合わせ

栄村役場総務課（ふるさと納税担当） 電話 0269 - 87 - 3111 (129)

E-mail furusato@vill.sakae.nagano.jp